

平成 18 年 12 月 19 日

各 位

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ  
株式会社三菱東京UFJ銀行

### 米国監督当局の業務改善命令について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 <sup>くろやなぎ のぶお</sup> 畔柳 信雄、以下MUFG）とその子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行（頭取 <sup>くろやなぎ のぶお</sup> 畔柳 信雄、以下BTMU）は、本日、サンフランシスコ連邦銀行、ニューヨーク連邦銀行およびニューヨーク州銀行局から、米国におけるマネーローンダリング防止対応に関連して業務改善命令を受領しました。

また、BTMUの米国子会社である三菱東京UFJ銀行信託会社（頭取 <sup>しまだ みのる</sup> 島田 稔）は、米国預金保険公社およびニューヨーク州銀行局から、同じくマネーローンダリング防止対応に関連して、本日、業務改善命令を受領しました。

本件は、米国監督各当局の検査で同国内におけるマネーローンダリング防止対応が求められる水準に達しておらず、より強化が必要との指摘を受けたものであり、これを厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、改善に向けて必要な対応を迅速に講じてまいります。

### 記

#### 1. 業務改善命令の主な内容

- (1) Bank Secrecy Act（米国における銀行秘密法／マネーローンダリングなど、疑わしき取引の報告義務等を定めた法律）ならびに関連法規を的確に遵守するための内部管理態勢強化策を 60 日以内に提出すること。
- (2) 疑わしき取引など、法律が定める報告対象取引を適時かつ正確に発見可能な顧客デューデリジェンス計画を60日以内に提出すること。
- (3) マネーローンダリング防止コンプライアンスについて、現場から独立した検査強化策を 60日以内に提出すること。
- (4) マネーローンダリング防止に関する全従業員に対する効果的なトレーニング計画を60日以内に提出すること。
- (5) 当局が指定する期間の疑わしき取引の有無を精査すること。
- (6) 毎月20日までに、前月末までの本業務改善命令関連作業の進捗状況を報告すること。

#### 2. 今後の対応

MUFGグループは、米国監督当局の指摘を厳粛に受け止め、業務改善命令の内容などを踏まえて策定する改善策を着実に実施することなどにより、マネーローンダリング防止対応策の充実、強化を図ってまいります。

以 上